

第百八十三回国
参議院
総務委員会
會議録
第十三号

平成二十五年六月十一日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

宇都 隆史君

上野 通子君

六月三日

辞任

江崎 孝君

難波 奨二君

藤川 政人君

六月四日

辞任

大久保潔重君

風間 直樹君

中村 博彦君

六月五日

辞任

藤川 政人君

六月六日

辞任

江崎 孝君

難波 奨二君

古川 俊治君

六月七日

辞任

川合 孝典君

川上 義博君

六月十日

辞任

江崎 孝君

六月十一日

辞任

金子 恵美君
吉川 沙織君
衛藤 晟一君
江崎 孝君
小林 正夫君
江島 潔君
松 あきら君
藤末 健三君
藤川 政人君
山本 順三君
木庭健太郎君
江崎 孝君
小林 正夫君
樽井 良和君
難波 奨二君
水岡 俊一君
山根 隆治君
有村 治子君
江島 潔君
片山さつき君
金子原二郎君
小坂 憲次君
寺田 典城君
主濱 了君
山下 芳生君
亀井亜紀子君
又市 征治君
片山虎之助君
森田 高君
新藤 義孝君
坂本 哲志君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

総務大臣政務官 片山さつき君
事務局側
常任委員会専門 員 塩見 政幸君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松あきら君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
本日までに、上野通子さん、宇都隆史君及び吉川沙織さんが委員を辞任され、その補欠として有村治子さん、江島潔君及び小林正夫君が選任されました。

○委員長(松あきら君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に藤川政人君を指名いたします。

○委員長(松あきら君) 一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。新藤総務

大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) 一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年八月八日、一般職の職員との給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、直近の昇給日である平成二十六年一月一日から勧告どおり、五十五歳を超える職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととするのが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律について必要な改正を行うものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(松あきら君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

六月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの」を「次項各号に掲げる職員」に改め、「及び次項」を削り、同条第七項を削り、同条第八項中「専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの
第八条中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。
第八条の二中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

2 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十一項」を「第十項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「及び第七項」を削り、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第三項、第四項、第六項及び第八項の項中「第八項」を「第七項」に改め、同表第八条第十二項の項中「第八条第十二項」を

「第八条第十一項」に改める。
第二十四条の表第八条第三項、第四項、第六項及び第八項の項中「第八項」を「第七項」に改める。